

2026年2月26日
愛知製鋼株式会社

元役員からの損害賠償請求に関する判決について

本日、当社元役員らから当社および当社取締役等に提起されていた損害賠償請求訴訟について、名古屋地方裁判所より元役員らの請求を全て棄却する判決が言い渡されました。

今回の判決では、元役員らの不正競争防止法違反に係る行為に関し当社が元役員らを刑事告訴したことについて、当社の刑事告訴が、元役員らに対する営業妨害および違法な刑事告訴であったという元役員らの主張でしたが、裁判所は、元役員らの請求を全て棄却しました。

以上